

習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準

第1 趣旨

この基準は、習志野市内に民間認可保育所（市立保育所を私立化する保育所を除く。）を設置し、運営するに当たり、市の保育水準を維持するため、設置主体となる法人に対し、最低限の基準として必要な事項を示すものである。

第2 基本的要件

1 保育所の管理運営について

- (1) 保育所の管理運営は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）その他関係法令を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で行うこと。
- (2) 児童や保護者の心情に最大限に配慮し、きめ細やかなサービスの提供に努めること。
- (3) 施設設備や組織体制について、児童や保護者の安全安心に考慮した必要な措置を講じること。

2 定員について

- (1) 施設定員は、原則20名以上とし、習志野市と協議し当該施設周辺の特定教育・保育施設等の利用状況、就学前の子ども数、周辺地域の特定教育・保育施設等の定員数等を考慮しながら定めること。
- (2) 0歳児から5歳児が入所する保育所は、定員のおおむね2割以上3歳未満児を入所させること。
- (3) 年齢別定員は、年齢が長じるとともに増すよう努めること。

3 保育時間及び休所について

- (1) 保育短時間認定の保育時間は、1日につき午前8時半から午後4時半までの8時間を原則とする。
- (2) 保育標準時間認定の保育時間は、1日につき午前7時から午後6時までの11時間を原則とする。
- (3) 保護者のニーズをふまえて、(2)に掲げた保育時間を超えた延長保育を1時間以上実施すること。
- (4) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日以外は原則として休所しないこと。

4 施設及び整備について

- (1) 児童の施設について、面積等を以下のとおり定めるが、児童が豊かな生活を享受し、

健全な人間形成の基礎を培う場であることに留意し、最大限配慮した面積確保に努めること。

- (2) 2歳未満児の乳児室は児童 1 人当たり 3.3 m² (有効内法面積) 以上の面積を確保すること。
- (3) 調乳室 (調乳設備)、沐浴室 (沐浴設備)、2歳未満児用トイレ、汚物処理設備、医務室を設けること。なお、医務室は感染症等の対策のため、天井までの壁等で仕切られた独立した空間となるよう配慮すること。
- (4) 2歳以上児の保育室 (遊戯室を含む。) は児童 1 人当たり 1.98 m² (有効内法面積) 以上の面積を確保すること。
- (5) 保育室とは別に独立する遊戯室を設置すること。
- (6) 屋外遊戯場は2歳以上児 1 人当たり 3.3 m² 以上であること。保育所と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な場合は、幼児が日常的に使用できる距離に、公園、広場、寺社境内等があり、必要な面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保されていること。ただし、独立した屋外遊戯場を設けることができない場合は3歳以上児の定員 × 1.98 m² (有効内法面積) 以上の遊戯室を確保に努めること。
- (7) 2歳以上児の保育室及び遊戯室には、室内に手洗い設備を備えること。
- (8) 2歳以上児用トイレは、幼児 10 人当たり 1 個の便器を用意すること。
- (9) 定員分の給食を供給するために必要な調理室を有し、設備を整えること。調理室には、前室、食材の搬入口及び検収場所 (原材料の保管を行う場合にあっては食品保管庫を、下処理を行う場合にあっては下処理室を含む。) がそれぞれ独立してあること。
- (10) 事務室、職員の休憩室、職員用トイレを有していること。

5 職員について

- (1) 習志野市立保育所の配置基準に基づく保育士等を配置すること。
 - ① 0歳児 3 : 1、1歳児 5 : 1、2歳児 6 : 1、3歳児 15 : 1、4・5歳児 30 : 1の基準に基づく保育士の配置をすること。
但し、4か月未満児を受入れる場合にあっては、配置基準を 2 : 1 とすること。
 - ② クラス担任の他に職員の休暇等対応のための予備保育士を 3 名以上配置すること。
 - ③ 保育所における乳児、幼児の体調不良等への適切な対応を図るため、専任の看護師を配置すること。
 - ④ 栄養士を配置すること。
 - ⑤ 調理員 (児童 100 人以下の場合は 2 名、101 人以上の場合は 50 人毎に 1 名を加えた数とする。) を配置すること。ただし、園児 201 人以上の施設において加工食材を用いて調理を行う場合は、当該調理員の数に 3 分の 2 を乗じて得た数 (小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げた数) を配置すること。
- (2) 次に掲げる者は、保育士とみなすことができる。
 - ① 乳児 4 人以上を入所させる保育所にあっては、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を 1 名に限り保育士とみなすことができる。
 - ② 当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状 (教育職員免

許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

③幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢は、幼稚園教諭については3歳児以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。

但し、幼稚園教諭を保育士とみなし、3歳児に配置する場合、最低1名は保育士資格を有する者を配置すること。

④朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士1名に加えて、千葉県知事が保育士と同等の知識および経験を有すると認める次の者を置かなければならない。

i 保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間が、常勤で1年以上である者。

ii 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者。

iii 家庭的保育者

⑤保育士とみなすことができる者の総数は、開所時間を通じて必要となる保育士の、3分の1以下の数としなければならない。

(3) 専任の施設長を配置すること。配置する施設長は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、保育士又は幼稚園教諭の資格を有している者であり、かつ、次の①から④のいずれかに該当する者でなければならない。

①認可保育所での常勤職員としての保育経験が3年以上である者。ただし、施設長就任後2年以内に千葉県が必要と定める研修会等を受講すること。

②児童福祉事業経験が3年以上である者で、千葉県が必要と定める研修会等を修了した者

③社会福祉主事の資格を有し、児童福祉事業経験が3年以上である者。ただし、施設長就任後2年以内に千葉県が必要と定める研修会等を受講すること。

④幼稚園での実務経験3年以上で、管理職（園長・教頭）経験があり、千葉県が必要と定める研修会等を修了した者

(4) 専任の主任保育士を配置すること。配置する主任保育士は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設の保育士資格を有しての保育経験が7年以上である者でなければならない。

(5) 施設長又は主任保育士を変更しようとするときは、あらかじめ届け出ること。

(6) 保育経験5年以上（保育士資格を有していれば、幼稚園における保育経験年数を算入することができる）の保育士を、3分の1以上配置するよう努めること。

(7) 保育の質を向上させるための職員研修を計画的に実施するとともに、習志野市の実施する研修への参加に努めること。

6 保育について

(1) 保育の実施については、国の示す最新の「保育所保育指針」に準拠すること及び最新の「習志野市就学前保育一元カリキュラム」を参考に保育を行うこと。

(2) 園児の健康診断は定期的に行うこと。なお、園医による健康診断は、内科は乳児が

年 3 回程度。幼児が年 2 回程度、歯科は年 2 回程度、眼科は年 1 回程度実施されることが望ましい。

- (3) 障がい児の受け入れ態勢を整えること。
- (4) 完全給食を実施すること。また、提供する給食は、当該保育所内で調理されたものとし、国の示す「日本人の食事摂取基準」を満たす給食内容とすること。
- (5) 開所日の全ての児童におやつを提供すること。おやつは手作りおやつを原則とすること。
- (6) アレルギー疾患をもつ児童には、アレルギー対応食を提供すること。
- (7) 多様な保育ニーズに対応するため休日保育及び一時預かり事業の実施に努めること。
- (8) 苦情処理の仕組みを整備し、苦情処理責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置すること。
- (9) 質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とした、第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を 3 年に一度受審する努力をすること。
- (10) 保育料と別に保護者に負担を求めるときは、事前に市と協議し、かつ保護者に周知を図ること。なお、保護者負担を求めものは、基本的に保育料に含まれないもので、実費相当額を基本とする。

7 災害、事故について

- (1) 入所児童の安全確保のために必要な設備や体制を整備するとともに、侵入者等児童に危害が及ぶ場合に備えて、警察等関係機関に迅速かつ的確に通報できるような必要な訓練を行うこと。
- (2) 入所児童に傷害、死亡、食中毒その他の重大な事故があったときは、直ちにその状況について書面をもって市に報告すること。
- (3) 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成すること。
- (4) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条に規定する防火管理者を置くこと。
- (5) 防火管理者は、保育所の防火及び避難について計画を作成し、月に 1 回以上の訓練を実施すること。
- (6) 地震、水害等あらゆる災害を想定し、対応マニュアルを作成すると共に、それぞれに必要な訓練を行うこと。
- (7) 感染症やそれを予防する衛生管理に関するマニュアルを作成し、日々衛生的な環境を整えること。

8 その他

- (1) この基準は、習志野市に民間認可保育所を設置し、運営する法人が遵守すべき最低限の基準として示すものであるから、設置主体である法人は、この基準を超えて、設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。
- (2) 設置主体となる法人は、民間認可保育所を設置し、運営するに当たっては、習志野市と協議し、設備及び運営に関する要請に対しできる限り協力しなければならない。

附 則 この基準は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

- 附 則 1. この基準は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。
2. この基準の施行の日前に本市と民間認可保育所設置及び運営に関する協定書を締結した者について、当該者が当該協定書に係る保育所を開設した日から 3 年を経過するまでは、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準（平成 27 年 4 月 1 日施行の基準をいう。以下「平成 27 年新基準」という。）第 2 5（1）①②の規定については、平成 27 年新基準を適用する。
- 附 則 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。